

コンプライアンスとは（その1）

学習のポイント

- ・住宅ローンアドバイザーに必要なコンプライアンスを理解しよう。
- ・なぜコンプライアンスを重視して行動すべきなのかを理解しよう。

■コンプライアンスとは

コンプライアンス（Compliance）とは、経営者や従業員が企業活動を遂行するうえで、法令や社内の諸ルールなどの行動規範を順守すること（法令順守）を意味する。

●なぜコンプライアンスが必要か？

コンプライアンスを軽視し、法律違反等の不祥事を起こした場合、顧客離れ、売上・利益の減少を招くだけでなく、企業のイメージ低下による巨額損失の発生、罰金の支払い、従業員の逮捕・起訴・有罪判決など、経営上の問題が発生（最悪の場合は会社が倒産）することになる。

●コンプライアンス意識の重要性

経営者は、順法経営こそが企業存続の絶対条件であると強く認識し、リーダーシップを発揮して、従業員と一体となってコンプライアンスの意識と実践を共有し、社内のコンプライアンス体制を確立する必要がある。

一方、従業員にも、経営者とともに企業倫理を習得して行動する責任がある。

そして、現代では、コンプライアンスこそが、企業・組織が存続する前提条件であることを理解する必要がある。

●コンプライアンスを逸脱・無視・軽視する原因

- ① 売上げや利益至上主義
法令等のルールに違反しても、バレなければいいという意識
- ② コンプライアンスに対する認識の欠如、甘さ
コンプライアンスを実践しないと、どういう結果、事態になるのかの認識の欠如
- ③ 規制緩和の流れの下、公正な競争を行うためのルール順守の要請が強く求められるようになってきたことに対する認識の欠如や甘さ
これまでの業界、社内のルールが業界、社外では適用しなくなりつつある

●コンプライアンスを逸脱・無視・軽視した結果

- ① 民事上の責任…損害賠償責任
- ② 刑事上の責任…懲役・罰金刑など
- ③ 行政上の責任…行政指導、業務停止、免許はく奪
- ④ 社会的責任……信用失墜、イメージ低下、不買運動、顧客の喪失
- ⑤ その他………生産的時間の喪失、社内の士気低下等

●どういうルールを守るのか～それぞれに異なるコンプライアンス

コンプライアンスは、それぞれの企業や業種が抱えるリスクやルールによって異なる。経営者・従業員が、企業ごとのリスクを認識、評価し、そのリスクをなくすため、どのような法律や社内ルールを守る必要があるかを点検把握しなければならない。

COMPLIANCE

悪いケースと良いケースを見分けよう！ →最近の不祥事例について

●検査資格を有さない者による自動車の完成検査が実施されていた事例

2017年、国土交通省による車両製造工場への立入検査を契機として、大手自動車メーカーN社およびS社において、完成検査を行えるだけの技量は有しているものの資格を有さない作業員等により、自動車の完成検査が行われていたことが次々と発覚した事例。このうちN社では、国土交通省に対して改善施策を報告した後も、再び同様の不祥事が繰り返されていた。N社の調査報告書では、今回の事態が発生した主な要因として、①完成検査制度に関する規範意識の鈍麻や薄さ、②完成検査員の人員不足、③完成検査員の任命・教育基準が現場の実態に即しておらず、不合理なルールだと受け止められていたこと、④完成検査員以外の者による完成検査の実施を禁ずる行為規範が存在しなかったこと、⑤現場と管理者層の距離などが指摘されている。なお、S社の報告書においても、本件不祥事の原因として、①、③、④、⑤と同様の趣旨のことが触れられており、本件では現場経験がない上級職において完成検査という特殊技術を要する現場に対する理解が不足しており、いわば現場任せになっていたことが、発生の背景にあるものと思われる。本件発覚後、両社ともに大量のリコールを実施する事態となった。本件を受けて、N社およびS社では、再発防止策として、行為規範を明確化するとともに、完成検査ラインには完成検査員のみを配置することとし、適切な業務方法についての社内教育を行うなどの対策を実施することになった。

●反社会的勢力との取引をした事例

都銀M銀行が、2013年、提携ローンにおいて反社会的勢力との取引が存在することを把握してから2年以上、反社会的勢力との取引の防止・解消のための抜本的な対応をとっていなかったことから、金融庁より業務改善命令を受けた事例。本件では、銀行のトップも事態を把握していたことが明らかになり、事態の混乱を招いた。M銀行の調査報告書によると、本件の原因として、①信販会社を保証会社とする販売提携ローンがM銀行の貸付債権であるとの意識が希薄であったこと、②反社会的勢力との関係遮断に組織として取り組むことの重要性に対する役員の認識が不足していたこと等が指摘された。本件を受け、M銀行は、再発防止策として、暴力団との取引を排除するための専門委員会の新設や、M銀行と信販会社の暴力団情報につき、データベースを一本化し、融資審査の強化、社外取締役の導入などの改善策を実施することになった。

●テレビ局のハラスメント対応に問題があった事例

2024年に一部の週刊誌が報じて公になったタレントによるテレビ局の女性社員に対する性加害問題。この問題に対するテレビ局の対応のまずさ等により、スポンサー企業の多くがCM放映を差し止め、公共広告へ差し替えられ、当時の会長と社長は引責辞任する結果となった。また、当時の総務大臣もコメントを出すなど社会的な問題となり、第三者委員会が設置され、調査の結果、テレビ局のハラスメント対応等について厳しく非難がなされた。この問題によりテレビ局は元社長、元専務に対して50億円の損害賠償請求の訴訟を提起し、また、テレビ局の親会社に対しては、株主が株主代表訴訟を提起するなど影響が広がっている。